

○香芝市附属機関設置条例

平成25年3月18日

条例第5号

改正 平成26年6月26日条例第9号

平成27年9月30日条例第23号

平成28年3月28日条例第7号

平成28年7月1日条例第25号

平成28年12月21日条例第39号

平成29年3月10日条例第4号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関(以下「附属機関」という。)の設置については、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 別表第1に定めるところにより、市長の附属機関を設置する。

2 別表第2に定めるところにより、香芝市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の附属機関を設置する。

(任期)

第3条 附属機関の委員の任期は、別表第1及び別表第2委員の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 附属機関の委員は、再任されることができる。

(その他)

第4条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(香芝市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 香芝市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年条例第37号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成26年条例第9号)

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第23号)

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第7号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年条例第4号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1(第2条、第3条関係)

(平27条例23・平28条例7・平28条例25・平28条例39・平29条例4・一部改正)

市長の附属機関

名称	担任する事項	委員の定数	委員の選任基準	委員の任期
香芝市職員任用試験委員会	職員の採用及び昇任に関し必要な競争試験又は選考、任用候補者名簿の作成等に関する事項	15人以内	市の職員 識見を有する者	審査期間
香芝市都市経営市民会議	総合計画及び行財政改革に関し必要な調査審議に関する事項	15人以内	識見を有する者 関係団体が推薦する者 市民	審査期間
香芝市指定管理者選定委員会	公の施設における指定管理者の候補者の選定に関する事項	10人以内	識見を有する者 市の職員 その他市長が必要と認める者	審査期間
香芝市公共施設マネジメント推進委	公共施設に関する基本方針及び計画	5人以内	識見を有する者 市民	2年

員会	の策定並びに公共施設の管理の最適化その他のマネジメントの推進に関し必要な調査審議に関する事項		その他市長が必要と認める者	
香芝市まちづくり提案活動支援事業審査委員会	まちづくり提案活動支援事業補助金の対象となる事業についての審査及び評価に関する事項	5人以内	識見を有する者 その他市長が必要と認める者	3年
香芝市男女共同参画推進委員会	男女共同参画に関する計画の策定及び当該計画の推進に関し必要な調査審議に関する事項	12人以内	識見を有する者 関係団体が推薦する者 関係行政機関の職員 その他市長が必要と認める者	2年
香芝市商工振興協議会	商工業の振興についての審議に関する事項	13人以内	商工業関係者 農業関係者 識見を有する者 市の職員	2年
香芝市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援に係る施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況についての調査審議に関する事項	15人以内	識見を有する者 市民 市の職員 その他市長が必要と認める者	3年
香芝市保育事業者選定委員会	公募による新規保育所等設置運営事	6人以内	識見を有する者 関係団体が推薦する者	審査期間

	業者、公設民営化による運営委託事業者及び公立保育所民営化による移管先事業者の審査及び選定に関する事項		関係行政機関の職員 その他市長が必要と認める者	
香芝市地域福祉計画策定委員会	地域福祉計画の策定及び当該計画の推進に関し必要な調査審議に関する事項	15人以内	識見を有する者 関係団体が推薦する者 市民 その他市長が必要と認める者	審査期間
香芝市障がい者計画等策定委員会	障がい者計画及び障がい福祉計画の策定についての調査審議に関する事項	15人以内	識見を有する者 関係団体が推薦する者 関係行政機関の職員 その他市長が必要と認める者	審査期間
香芝市地域包括支援センター運営等協議会	地域包括支援センターの設置、運営、評価等及び地域密着型サービスの運営に関し必要な調査審議に関する事項	18人以内	介護サービス等に係る事業者又は職能関係団体が推薦する者 介護保険の被保険者 介護保険の被保険者の権利擁護又は相談に携わる者 識見を有する者 その他市長が必要と認める者	3年
香芝市老人福祉施設等整備審査委員会	介護保険事業計画及び高齢者福祉計画に基づく地域密着型サービス事業	7人以内	関係団体が推薦する者 識見を有する者 市の職員 その他市長が必要と認め	審査期間

	者の審査及び選定並びに奈良県が募集する介護老人福祉施設等に係る事業者の審査及び選考に関する事項		る者	
香芝市介護保険事業計画等策定委員会	介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の策定についての審議に関する事項	18人以内	識見を有する者 関係団体が推薦する者 介護保険の被保険者 その他市長が必要と認める者	審査期間
香芝市老人ホーム入所判定委員会	老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づく養護老人ホーム及び特別養護老人ホームへの入所措置並びに当該措置の継続及び変更等の要否についての審議に関する事項	7人以内	医師 関係団体が推薦する者 市の職員 その他市長が必要と認める者	2年
香芝市予防接種健康被害等調査委員会	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき実施した予防接種により生じた健康被害等に関し必要な調査審議に関する事項	10人以内	医師 識見を有する者 市の職員 その他市長が必要と認める者	審査期間
香芝市都市計画マスタープラン策定委員会	都市計画マスタープラン策定についての調査審議に関する事項	7人以内	識見を有する者 関係行政機関の職員 その他市長が必要と認める者	審査期間

	する事項		関係団体が推薦する者	
香芝市空家等対策 推進協議会	空家等対策計画の 策定及び当該計画 の推進に係る必要 な調査審議に関す る事項	13人以内	識見を有する者 市民 その他市長が必要と認め る者	2年
香芝市バリアフリ ー推進協議会	バリアフリー基本 構想の進歩状況の 点検及び評価並び に当該基本構想の 推進方策の検討に 関する事項	25人以内	識見を有する者 関係団体が推薦する者 市民 関係行政機関の職員 その他市長が必要と認め る者	2年

別表第2(第2条、第3条関係)

(平26条例9・一部改正)

教育委員会の附属機関

名称	担任する事項	委員の定数	委員の選任基準	委員の任期
香芝市教育委 員会指定管理 者選定委員会	公の施設における指定 管理者の候補者の選定 に関する事項	10人以内	識見を有する者 教育長 教育委員会事務局の職 員 その他教育委員会が必 要と認める者	審査期間
香芝市教科用 図書選定委員 会	教科用図書の選定に関 し必要な調査審議に関 する事項	10人以内	識見を有する者 保護者 教育関係職員 その他教育委員会が必 要と認める者	審査期間
香芝市いじ め・不登校等対 応委員会	いじめ・不登校等の実 態調査及び分析、指導 体制の整備その他いじ め・不登校等の問題対	10人以内	識見を有する者 教育関係職員 その他教育委員会が必 要と認める者	1年

	策の推進についての調査審議に関する事項			
香芝市生涯学習推進基本計画策定委員会	生涯学習推進基本計画の策定についての調査審議に関する事項	10人以内	識見を有する者 関係団体が推薦する者 その他教育委員会が必要と認める者	審査期間
香芝市史跡整備検討委員会	史跡の保存整備及び活用についての調査審議に関する事項	10人以内	関係行政機関の職員 識見を有する者 その他教育委員会が必要と認める者	審査期間